

一般社団法人 東京建設業協会 御中

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物技術担当課長

(公 印 省 略)

使用を終えた重電機器等（トランス、コンデンサ、照明用安定器及び
モーター直結用コンデンサ等）の取扱いについて

平素より、東京都の廃棄物対策の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
でございます。

さて、平成26年6月に国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が改訂（平成26年環境省告示第75号）され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内における適正処理の徹底が求められているところです。

つきましては、使用を終えた重電機器等について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、貴会会員に対して改めて御周知くださいますよう、よろしく願いいたします。

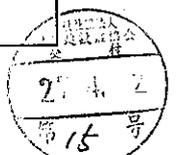
記

- 1 重電機器等の製造メーカーに確認し、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の混入が否定できない場合は、重電機器等の絶縁中のPCB濃度分析が必要であること。
- 2 絶縁中のPCB濃度が0.5mg/kgを超える場合、PCB廃棄物に該当し、当該重電機器等の所有者に適正保管・処分が義務付けられていること。
- 3 建設・解体業者が所有者に代わりPCB廃棄物を処分・運搬できないこと。
- 4 当該重電機器等についてPCB廃棄物に該当しないことが確認されるまでは、PCB廃棄物と同様に適正保管が必要なこと。
- 5 PCB廃棄物の保管等について、当該重電機器等の所有者に東京都知事への届出が義務付けられていること。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

PCB担当 Tel03 (5388) 3573



各種お問合せ先

【電気工作物に使用されていた PCB の確認等】

一般社団法人 日本電機工業会 重電部業務課
TEL:03-3556-5885

【照明用安定器の PCB 含有の有無について】

一般社団法人 日本照明工業会
TEL:03-6803-0501

【PCB 検査機関の紹介窓口】

一般社団法人 日本環境測定分析協会
TEL:03-3878-2811

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会申込み等】

一般社団法人 東京産業廃棄物協会
TEL:03-5283-5455

【微量 PCB 分析・処理費用助成金申請窓口】

公益財団法人 東京都環境公社
TEL:03-3649-8541

【使用中の PCB 含有電気工作物についての報告】

経済産業省 原子力安全・保安院
関東東北産業保安監督部電力安全課安全推進係
TEL:048-600-0387

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

- ▶ **毒性**の判明により、昭和 47 年に製造及び使用が禁止されました。
- ▶ **変電室**等に設置されているトランスやコンデンサ等に使用されています。

PCB が使用されている**代表的機器(例)**

トランス

電気を工場や建物で利用するために、
電圧を低くする機器



コンデンサ

電気を一時的に蓄え、効率よく使える
ようにする機器



照明用安定器

蛍光灯等の照明用器具の電圧を安定
させる装置

※一般家庭用の蛍光灯には使われていません。



【届出の提出先・適正管理に関する問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 PCB 担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第 2 本庁舎 9 階北側

TEL:03-5388-3573

FAX:03-5388-1381



高濃度 PCB

濃度

5,000mg/kg 超

判別方法

(PCB 含有の有無)

機器の製造年、製造番号により判別
(製造メーカーへの問合せにより確認)

低濃度 PCB

0.5 超~5,000mg/kg

〔※低濃度 PCB のうち、微量 PCB は数十 mg/kg
程度のものをいいます。〕

分析により判別

※中小企業等に分析費の助成あり
助成窓口：(公財)東京都環境公社
TEL: 03-3649-8541

保管方法

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」では、PCB廃棄物を「特別管理産業廃棄物」として規定しているため、特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管する必要があります（廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条の2第2項、規則第8条の13）。

保管場所について

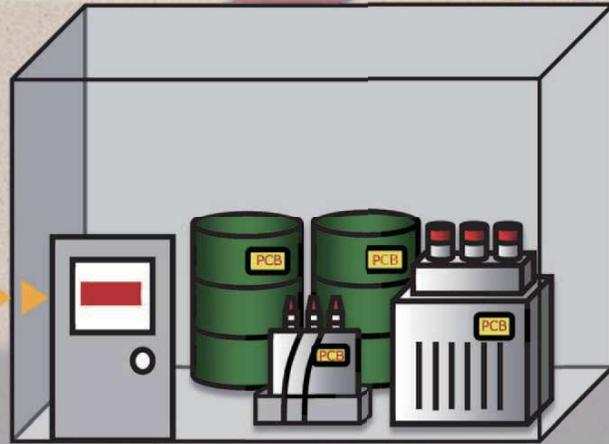
- ① PCB廃棄物専用保管庫で保管することが望ましい。
- ② 高温にさらさない。（暖房機や可燃物を置かない。）
- ③ 雨水等による腐食防止のため、屋内に保管等する。
- ④ 保管場所の底面は不浸透性の材料の使用や排水口がない構造にする。

保管の仕方について

- ① 漏れ防止のため、金属製の受皿の上に置いて保管する。
- ② ひもなどで転倒防止対策を講じる。
- ③ ドラム缶など密閉された容器で保管する。

掲示板

- ・ 見やすい箇所に設置
- ・ 縦・横それぞれ60cm以上



5,000mg/kg 超 高濃度 PCB 処理

【処理の予約、費用の軽減窓口】
日本環境安全事業 株式会社
TEL 0120-808534

※中小企業等は処理費の7割が軽減されます。



0.5 超~5,000mg/kg 低濃度 PCB 処理

【処理の委託窓口】
全国の低濃度・微量 PCB 無害化処理大臣認定施設等

※中小企業等には微量PCB処理費の助成制度があります。

【助成金の申請窓口】
公益財団法人 東京都環境公社
TEL 03-3649-8541

※処理の前に助成の申請が必要です。



※処分する場合は、許可・認定を受けている収集運搬及び処分業者とそれぞれ契約が必要です。

東京都への届出について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「東京都 PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理要綱」に基づき、PCB含有機器を保管・使用する方は、東京都へ届出を提出する必要があります。

1 毎年の届出

PCB含有機器等を保管・使用している事業者は、毎年6月末までに前年度の状況を報告していただく必要があります。

- 保管（保管・使用両方あり）【法律】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書

- 使用のみ【要綱】

使用中のPCB製品の使用状況報告書

2 新たに PCB 含有機器を発見・保管した場合

- 新たにPCB廃棄物を保管した場合【要綱】

PCB廃棄物の保管届出書

- 使用中PCB製品を発見した場合【要綱】

使用中のPCB製品の使用届出書

3 保管場所を変更する場合

- 変更前(変更10日前まで)・・・【要綱】

PCB廃棄物保管場所変更運搬計画書

- 変更後(変更10日後まで)・・・【法律】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書

4 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更する場合

特別管理産業廃棄物
管理責任者の設置・変更届出書【要綱】

5 その他(承継・紛失・事故等)

承継届出書【法律】

(使用中)譲受し又は譲受けの届出【要綱】

紛失時の届出・事故時の届出【要綱】

注意!!

①提出部数： 毎年の届出 3部
毎年の届出以外の届出 2部
※提出部数には控え(1部)を含みます。

②提出方法：郵送又は窓口提出
※郵送の場合は返信用封筒(切手を添付)を同封してください。

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業

微 量 P C B

助成金について



※処理経費は「運搬費」と「処分費」の合計額です。



助成対象者・助成対象経費

- ①個人 ②中小企業団体 ③マンション管理組合法人 ④中小企業者
⑤会社以外の法人
(学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合等)

※②ページを参照

分
析

都内で保有している
電気機器の
絶縁油を分析

処
理

都内で保有している
微量PCB含有が確認された
絶縁油・容器・電気機器を処理

PCB廃棄物 処理までの流れ

PCBはトランスやコンデンサ等の電気機器に利用されていましたが、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれがある物質であることから、昭和47年に製造が中止されました。また、平成14年にPCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明しました。

PCB廃棄物は、絶縁油に含まれるPCB濃度により処理方法が異なります。PCB濃度の確認方法等は以下のとおりです。

PCBが使用されているかどうかを銘板を確認の上、製造メーカー等に問い合わせる。

PCB
不使用

不明

PCB使用
高濃度
PCB

絶縁油中の
PCB分析

0.5mg/kg以下
または不検出

0.5mg/kg超
微量PCB

産業廃棄物処分許可業者

無害化処理施設・許可施設
※④ページ参照
微量PCBの

日本環境安全事業(株)
(右記参照)

トランス (変圧器)



コンデンサ (蓄電器)



トランス等
電気機器に貼
付されており、
製造業者名、
製造年月日、
型式等を表示



銘板
例

※通電中(使用中)の機器は感電の危険があります。銘板を確認の際は、電気主任技術者など専門家にご依頼ください。

※密閉式のコンデンサは、穴をあけないと分析ができないため、使用を終えた後に分析することとなります。

主なPCB分析機関の紹介窓口

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL. 03 - 3878 - 2811

高濃度PCB使用の電気機器の処理

日本環境安全事業(株)

(通称: JESCO)

TEL. 0120 - 808534

微量PCB廃棄物の分析費・処理費の助成金

東京都では、中小事業者等の方々の負担軽減を図るため、都内で所有する微量PCBに汚染された絶縁油、電気機器等の廃棄物処理費用及び分析費の一部を助成しています。

助成対象者

- ① 個人（過去に中小企業者であった個人の方、マンション等の個人オーナーも対象）
- ② 中小企業団体
- ③ マンション管理組合法人
- ④ 中小企業者

業種	資本金		従業員数
サービス業	5,000万円以下	又は	100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
製造業・その他の業種	3億円以下		300人以下

- ⑤ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事業	50人
製造業・その他の業種に属する事業	300人

※「従業員数」の「従業員」とは、労働基準法第20条のパート・アルバイト・臨時雇いを含む、「解雇予告を必要とする者」をいう。

※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合等は、従業員数が100人以下の場合、助成対象となります。

申請期間

平成28年3月31日まで

分析経費の助成

助成対象となる電気機器

都内で保有している微量のPCBに汚染された可能性のあるコンデンサ及びトランス類の電気機器

〔例：コンデンサ、高圧トランス、リアクトル、変成器、遮断器、開閉器、整流器、放電コイル、
低圧トランス、サージアブソーバー（避雷器）等〕

助成金の額及び限度額

- 試料採取費及び分析費の2分の1
- 1台あたりの助成金額の上限は12,500円

処理経費の助成

助成対象となる廃棄物

都内で保有している

- ① 微量PCBの含有が確認された絶縁油
- ② 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器
- ③ 微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器

助成対象経費

- 電気機器から微量PCB絶縁油を抜き取るために要する経費
- 助成対象廃棄物の運搬に要する経費
- 助成対象廃棄物の処分に要する経費

助成金の額

助成対象経費の合計から同等の微量PCBを含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の2分の1

限度額

① 使用中のトランスから微量PCB絶縁油を抜き取り、微量PCB絶縁油を処理する場合 (単位 千円)

合計油量 (リットル)	抜油作業台数					
	1台	2台	3台	4台	5台	6台以上
750L超	120	165	214	263	327	
600L超～750L以下				208	259	
500L以上～600L以下			173		135	168
450L超～500L未満				118		
400L以上～450L以下		101				
300L超～400L未満			84			
300L		102				
200L以上～300L未満			101			
150L超～200L未満		102				
100L以上～150L以下			84			
100L未満	84					

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいう。

② ドラム缶等容器に保管している微量PCB絶縁油を容器ごと処理する場合

合計油量(リットル)	限度額 (単位 千円)
150L超	120
100L以上～150L以下	102
100L未満	84

※「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量をいう。

③ 微量PCB絶縁油が封入された電気機器を処理する場合(1台あたり)

機器電源容量(kVA)	限度額 (単位 千円)
75kVA以上	450
30kVA超～75kVA未満	350
30kVA以下	250

※「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。

※2台以上の限度額は、機器ごとの限度額を合計した額とする。

微量PCB廃棄物処理施設の一覧 (平成26年3月17日現在)

事業者名 設置場所 施設問合せ先	廃棄物の種類 (微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物)			
	廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
(財)愛媛県廃棄物処理センター 愛媛県新居浜市 089-912-2355	●	●	●	●
光和精鋳(株) 福岡県北九州市 093-872-2100	●	●	●	●
(株)クレハ環境 福島県いわき市 0246-63-1331	●		●	●
東京臨海リサイクルパワー(株) 東京都江東区地先 03-6372-7155 (受付窓口：東京パワーテクノロジー(株))	●			
エコシステム秋田(株) 秋田県大館市 03-5611-6867 (受付窓口：エコシステムジャパン(株))	●			
神戸環境クリエート(株) 兵庫県神戸市 078-651-5060	●		●	●
(株)富山環境整備 富山県富山市 076-469-5356	●	●	●	●
(株)富士クリーン 香川県綾歌郡 087-878-3111	●			
関電ジオレ(株) 兵庫県尼崎市 06-6411-3690	●			
三光(株) 鳥取県境港市 0859-42-5533	●	●	●	●
杉田建材(株) 千葉県市原市 0436-24-0511	●	●	●	●
JFE環境(株) 神奈川県横浜市 045-505-7949	●		●	●
群桐工コロ(株) 群馬県太田市 0276-55-0500	●		●	●
環境開発(株) 石川県金沢市 076-244-3132	●		●	●
オオノ開発(株) 愛媛県東温市 089-976-1234	●		●	●
JX金属苫小牧ケミカル(株) 北海道苫小牧市 0144-56-0231	●	●	●	
許可施設 エコシステム山陽(株) 岡山県久米郡美咲町 03-5611-6867 (受付窓口：エコシステムジャパン(株))		●	●	

*抜油済みのものに限る。

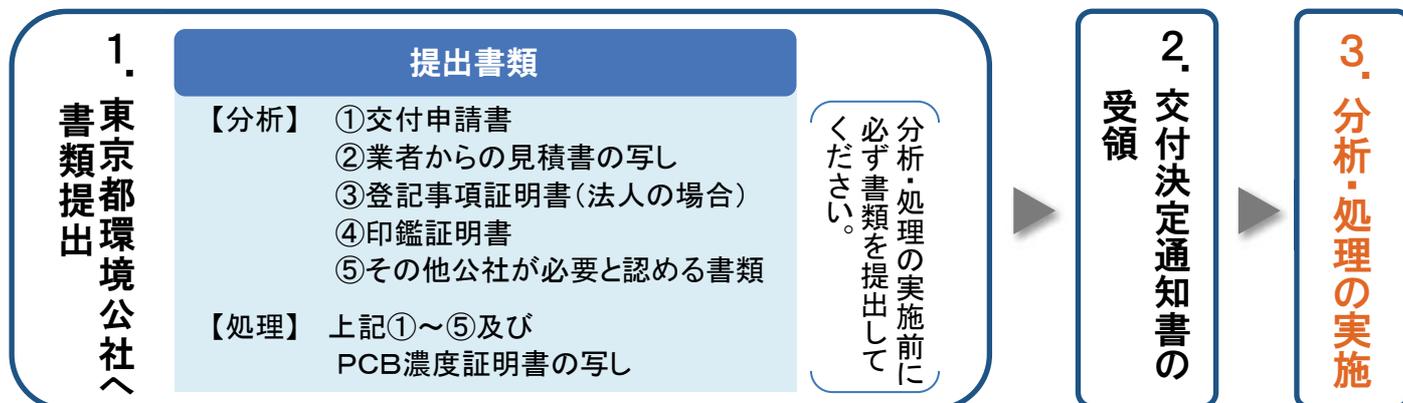


処理費用・受け入れ条件などの詳細は、直接処理施設にお問合せください

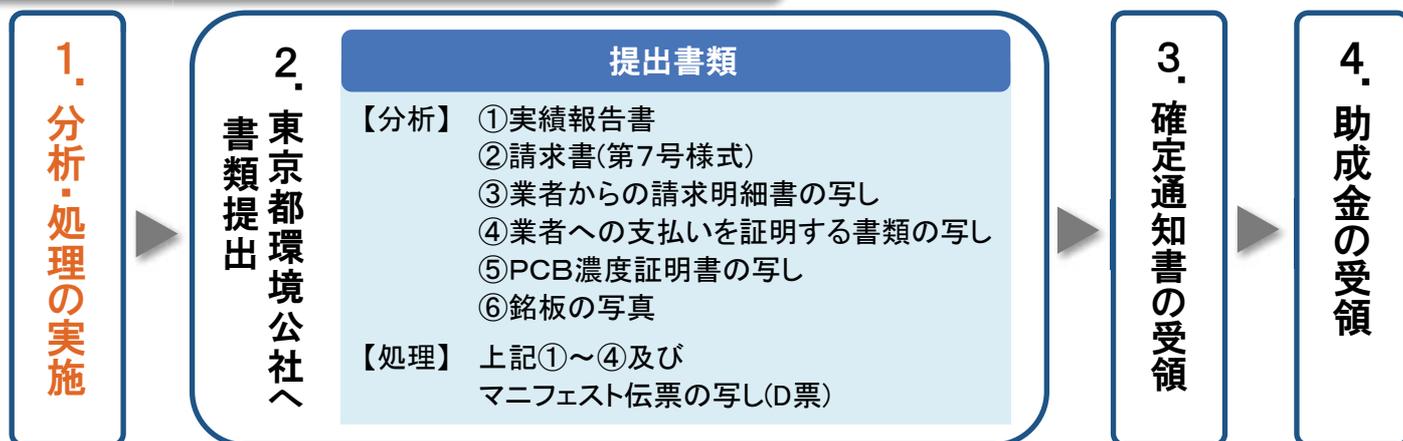
助成金申請の流れ

助成金申請の書類は 分析・処理それぞれ実施前・実施後に2回提出して下さい。

1回目 分析・処理実施前の交付申請



2回目 分析・処理実施後の実績報告



注意！ PCBの分析及び処理の実施は

- 1 交付決定通知書を受領した後に実施してください。
交付決定通知書の発行よりも前に分析や処理を実施した場合、助成金の交付はできません。
- 2 東京都環境公社での書類審査期間は、約14日間。 審査終了後、通知書を送付します。

問合せ先・助成金の書類郵送先

公益財団法人 東京都環境公社

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

TEL. 03 - 3649 - 8541 (土・日・祝日、年末年始を除く)
9時00分から17時00分まで

<http://www.tokyokankyo.jp/>

東京都環境公社 で検索